

表 の 見 方

1 対象事業

地方公共団体が経営する企業（地方公営企業）のうち、令和3年3月31日現在の次の事業を対象としている。ただし、令和元年度中に廃止した事業についても対象としている。

- 法適用企業 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の全部又は一部を適用し、企業会計方式により会計処理を行う企業
- 法非適用企業 地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第46条に掲げる事業及び駐車場整備事業等（公営企業）のうち、地方公営企業法を適用せず、一般会計と同様の官庁会計方式により会計処理を行う企業

2 基礎資料

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度決算について、総務省自治財政局が毎年度調査する「地方公営企業決算状況調査」及び「指定管理者により運営する病院事業の決算状況調査」（以下、指定管理病院決算状況調査）の調査表を基礎にして集計・分析した結果を編集したものである。

3 集計の方法及び用語の定義

- (1) 各項目の数値は表示単位未満を四捨五入しているため、その内訳を合計した数値は合計欄の数値と一致しない場合がある。また、2以上の事業を合わせて経営している団体においては、財務諸表等を主たる事業に一括して作成しているため、各表の関連数値が一致していないものがある。

損益計算書は税抜数値で作成されるため、法適用企業の経営状況中損益収支は税抜数値により記述している。

また、決算規模における法適用企業の総費用は、税抜数値により記述している。

ただし、建設投資額、法適用企業の経営状況中資本的収支は税込数値により記述している。

- (2) 病院事業における市立川西病院については、「損益計算書」「費用構成表」「職種別平均給与」「医師数の推移」について「指定管理病院決算状況調査」を、「施設及び業務の概要」「貸借対照表」「資本的収支の状況」「企業債残高の状況」「繰入金の状況」について「地方公営企業決算状況調査」を、「現況指標」「経営分析」について「指定管理病院決算状況調査」と「地方公営企業決算状況調査」の両方を用いている。

(3) 財務諸表

ア 項目区分は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）に定める勘定科目に準拠した。

イ 全事業項目は、各事業の共通項目について集計した。

ウ 貸借対照表は、次の区分により集計を行った。

- (ア) 「不良債務」とは、流動負債（建設改良等の財源に充てるための企業債、建設改良等の財源に充てるための長期借入金及び、地方債に関する省令附則第8条の3に係るリース債務（PFI法に基づく事業に係る建設事業費等）の額が流動資産の額（翌年度へ繰り越される支出の財源充当額を除く。）を超える額である。

(イ) 「実質資金不足額」とは、不良債務から当年度同意等債で未借入又は未発行のもののうち、支出済みとして決算された事業費を対応する分を控除した額である。

エ 資本的収支に関する調は、次の区分により集計を行った。

(ア) 「翌年度へ繰り越される支出の財源充当額」は、当該年度の資本的収入額のうち、当該年度において事業が完了しない等の理由により当該収入額を充当すべき支出が、翌年度へ繰り越された場合の翌年度支出額に対する充当額である。

(イ) 「前年度同意等債で今年度収入分」は、前年度同意等債で今年度収入したもののうち、前年度において支出予算執行済みとした建設改良費で未払いとしたものの財源に充てた企業債の額である。

(ウ) 「資本的収入額が資本的支出額に不足する額」の算出は、資本的収入額から「翌年度へ繰り越される支出の財源充当額」及び「前年度同意等債で今年度収入分」を控除した額が資本的支出額に不足する場合の額のみを集計したものである。

(エ) 「補てん財源」とは、(ウ)の「資本的収入額が資本的支出額に不足する額」を補てんするため充当した過年度及び当年度損益勘定留保資金、繰越利益剰余金処分額、当年度利益剰余金処分額、繰越工事資金等の合計額である。

オ 費用構成表における「基本給」とは、給料、扶養手当及び調整手当の合計額である。

(4) 「建設投資額」とは、資本的支出の建設改良費である。

(5) 「繰入金」とは、他会計からの負担金、補助金、出資金をいう（資本的収入への繰入金には他会計借入金を含んでいる）。

○ 基準内繰入金 …… 繰入金のうち、「繰出基準」（「令和2年度の地方公営企業繰入金について」令和2年4月1日付総財公第32号総務副大臣通知）に基づき、一般会計が負担、補助及び出資すべきものとされ、実際に繰り入れられているもの

○ 基準外繰入金 …… 繰出基準に基づかない繰入金

(6) 「累積欠損金」とは、繰越欠損金前年度末残高（又は繰越利益剰余金）＋当年度純損失（又は当年度純利益）＜0の場合の赤字額である。

(7) 資本的支出の財源は次のとおり区分した。

ア 内部資金＝補てん財源合計額－前年度からの繰越工事資金＋固定資産売却代金
例 …… 損益勘定留保資金、利益剰余金処分等

イ 外部資金＝資本的支出額－（内部資金＋財源不足額）
例 …… 企業債、補助金等

(8) 「損益勘定留保資金」とは、収益的支出（損益勘定の費用）のうち、現金支出を伴わない減価償却費、繰延勘定償却費、固定資産除去費等である。

(9) 「実質収支」（法非適）とは、収益的収支と資本的収支を合算し、これから前年度繰上充用金、繰越財源等を調整したもので、法非適用企業の経営状況をみるときに使用される。

◎ 算出方法

収益的収支差引＋資本的収支差引－積立金＋前年度からの繰越金－前年度繰上充用金
－翌年度へ繰越すべき財源（継続費逐次繰越、繰越明許費、事故繰越等）